

表 2-60 入札・契約の類型別件数・金額の割合の推移

区分	類型	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
物品	一般	8.9	1.2	11.2	3.9	8.5	3.2
	指名	40.4	4.8	40.3	2.4	42.2	2.4
	随契	21.0	18.3	19.4	18.6	20.7	18.9
工事	一般	0.8	18.3	0.9	16.3	1.1	17.2
	指名	18.2	38.1	18.6	37.7	18.0	37.5
	随契	10.7	19.2	9.6	21.1	9.4	20.8
小計	一般	9.7	19.6	12.1	20.2	9.7	20.4
	指名	58.6	43.0	58.9	40.1	60.2	39.9
	随契	31.7	37.5	29.0	39.7	30.1	39.7
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」と表現している。

(水道局作成資料より監査人が作成)

表 2-59 及び表 2-60 を見ると、水道局の入札・契約の区分が物品契約の場合は、件数ベースでは指名競争入札の割合が大きいものの、金額ベースでは随意契約の割合が大きいことが分かる。これに対し、工事契約の場合は、件数ベースも金額ベースも指名競争入札の割合が大きくなっている。

その反面、物品契約と工事契約のいずれの場合も、件数ベース、金額ベース共に一般競争入札の割合が小さくなっている。つまり、最も競争性、公正性及び機会均等性が確保されているといわれる一般競争入札による契約は、件数ベースで 10%程度となっており、全体的な観点からは低い割合ではないかとの印象を受ける。

そこで、工事契約について指名競争入札が多い理由を確認するため、水道局にヒアリングを実施した。

水道局の説明によれば、工事契約については、予定価格が 9 億円以上の工事と 5 億円以上の JV 工事を「一般競争入札」と定めているため、その金額に満たない工事は、「指名競争入札」で発注しており、一般競争入札となる大規模な工事は年間数十件程度であることから、指名競争入札の件数が多くなることである。

次に、物品契約に係る随意契約の割合が、件数ベースでは少ない反面、金額

ベースでは多くなっており、相反する状況が存在するため、その理由についてヒアリングを実施した。

水道局の説明によれば、①随意契約は委託業務が多く、物品の買入れに比べて 1 件当たりの契約金額が高額であること、②施設管理業務委託、営業業務委託、システム運用委託等、その性質から業務規模が大きいため契約金額が高額な案件が一定数含まれていることから、このような状況になっていることである。

表 2-59 及び表 2-60 には前述のような特徴があるが、水道局の説明との不整合はないことから、更に個別具体的な契約状況を確認するために、一定のサンプルを抽出の上、個別の契約内容について検討を行った。なお、この詳細は、「(4) 入札・契約の個別手続について」を参照されたい。

(3) 平成 25 年度の落札率の状況について

契約類型ごとの落札率について全体の状況を把握する観点を持って、平成 25 年度の落札率の状況を集計したものが表 2-61 及び表 2-62 である。

表 2-61 平成 25 年度類型別の落札率の件数

区分	類型	落札率			合計
		95%以上	85%以上 95%未満	85%未満	
物品	一般	25	54	278	357
	指名	206	287	1,277	1,770
	随契	616	125	126	867
工事	一般	27	14	7	48
	指名	255	405	97	757
	随契	352	27	17	396
小計	一般	52	68	285	405
	指名	461	692	1,374	2,527
	随契	968	152	143	1,263
合計		1,481	912	1,802	4,195

(注) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」と表現している。

(水道局作成資料より監査人が作成)

(単位：件)

表 2-62 平成 25 年度類型別の落札率の件数割合

区分	類型	落札率の件数割合			合計
		95%以上	85%以上 95%未満	85%未満	
物品	一般	0.6	1.3	6.6	8.5
	指名	4.9	6.8	30.4	42.2
	随契	14.7	3.0	3.0	20.7
工事	一般	0.6	0.3	0.2	1.1
	指名	6.1	9.7	2.3	18.0
	随契	8.4	0.6	0.4	9.4
小計	一般	1.2	1.6	6.8	9.7
	指名	11.0	16.5	32.8	60.2
	随契	23.1	3.6	3.4	30.1
合計		35.3	21.7	43.0	100.0

(単位：%)

(水道局作成資料より監査人が作成)

(注) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」と表現している。

表 2-61 及び表 2-62 を見ると、落札率 95%以上の契約は、物品契約については随意契約の割合が大きく、工事契約については指名競争入札及び随意契約の割合が大きいことを示しており、落札率 95%未満の契約は、物品契約・工事契約共に指名競争入札の割合が大きいことを示している。各入札・契約案件の需給バランスにより、落札率が決定される部分もあるため、落札率が高いことや低いことをもって直ちに入札・契約に問題があるとはいえないが、不正等により適正な競争原理が機能していない可能性や、入札価格が適切な積算において設定されていない可能性も考えられる。

これに対し水道局では、公正な取引の秩序を乱す過度な低価格入札を排除するとともに、中長期的な観点から工物品質の確保を図るため、低価格入札への対策（「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」）を設けている。

なお、低入札価格調査制度とは、工事又は製造その他についての請負の契約の入札において、あらかじめ設定した低入札調査基準価格を下回る入札があった場合に、入札者の積算根拠等について調査を行う制度をいう。また、最低制限価格制度とは、工事又は製造その他についての請負の入札において、予定価格の範囲内で入札したものであっても、最低制限価格を下回る場合にはこれを入札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札したものを落札者とする制度をいう。

つまり、現状の入札に関する水道局における調査制度の焦点は、あくまでも低入札調査基準価格を下回る契約が中心である。しかしながら、本報告書第 3 I 1. (3) ③「水道局における情報漏えい事件について」(68 ページから 71 ページ) で記載しているとおり、低入札調査基準価格を下回る契約以外の契約、具体的には最低制限価格に近い金額で締結された契約から、不適切な情報漏えい事件が発覚しているため、最低制限価格に近い金額で締結された契約についても調査範囲に含めるなど、制度の対象を拡大すべき必要があると考えられる。もちろん、公正な取引の秩序を乱す過度な低価格入札を排除するとともに、中長期的な観点で工物品質の確保を図る趣旨により設けられた低入札価格調査制度とは調査制度の趣旨を異にするが、前述したとおり不正防止の観点から、最低制限価格に近い金額で締結された契約については、調査を実施する制度の導入などを検討することが望ましい。

また、他自治体においては前述した内容を阻止し、談合を防止する目的から、低入札案件以外にも高落札率案件について独自に調査制度を設けている事例がある。下表 2-63 から表 2-65 はその自治体及びその内容の例である。

表 2-63 A 市における高落札率案件の調査制度

自治体名	A 市
対象となる入札の区分・類型	建設工事及びその他業務（随意契約以外の契約）
調査実施基準	・落札率が 95%以上となった入札 ・その他管理者が特に調査を行う必要があると認めた場合
内容	合 ・当該入札の落札決定を保留した上で、直ちに全入札参加者から所定の内訳書の提出を求める。 ・内訳書の調査の結果、必要があると認めた場合には入札参加者から事情を聴くことができる。 ・内訳書提出を拒んだ入札参加者、又は事情の聴取を拒んだ入札参加者の行った入札は無効とし、指名停止の措置を講ずる。

(「A 市水道局建設工事等高落札率入札調査要綱」より監査人が作成)

表2-64 B市における高落札率案件の調査制度

自治体名	B市
対象となる入札の区分・類型	建設工事の競争入札
調査実施基準	落札率が95%以上となった入札のうち、以下のいずれかに当てはまるもの ・ 予定価格が4,500万円以上の工事 → 全ての入札 ・ 予定価格が4,500万円未満の工事 → 直近の4月から9月まで又は10月から3月までの間の工種別平均落札率が95%以上の工種であり、かつ、契約課長が必要であると認めた入札
内容	・ 当該入札の落札決定を保留し、全入札参加者から工事費内訳書の提出を受け、事情聴取も含め、適正な積算に基づいて入札価格が設定されているか調査を行う。 ・ 内訳書を提出しない場合や事情聴取に応じない場合は、資格停止措置の対象となる。 (B市高落札率調査の執行に関する要綱より監査人が作成)

表2-65 C市における高落札率案件の調査制度

自治体名	C市
対象となる入札の区分・類型	建設工事の競争入札
調査実施基準	落札率が95%以上となった入札のうち、以下のいずれかに当てはまるもの ・ 予定価格が3,000万円以上の工事 → 全ての入札 ・ 予定価格が3,000万円未満の工事 → 契約検査課長が必要であると認めた入札
内容	・ 当該入札の落札決定を保留した上で、直ちに全入札参加者から所定の内訳書の提出を求める。 ・ 内訳書の調査の結果、必要があると認めた場合には入札参加者から事情を聴くことができる。 ・ 内訳書提出を拒んだ入札参加者、又は事情の聴取を拒んだ入札参加者の行った入札は無効とすることとし、指名停止の措置を講ずる。 (C市高落札率入札調査に関する実行要領より監査人が作成)

水道局においても、積算内訳書の作成を全ての入札参加者に求めているものの、談合防止や、不適切な入札へのけん制機能を果たすという観点から現状の調査制度を拡充することは有用であると考えられる。例えば一定の金額以上の案件などの基準を設け、高落札率案件について事後的に調査する制度の導入を検討することが望ましい。

(意見1-18) 低入札価格調査制度の対象外案件の調査制度の拡充について
 現状の水道局における契約価格の事後的な調査制度は、低入札案件に対する対策の制度のみが整備されているにとどまり、最低制限価格に近い金額での入札をはじめ、高落札率の入札・契約案件など低入札調査基準価格を下回る契約以外の契約については、調査制度の対象として取り扱われていない状況にある。このような状況の中で、平成26年度に現職の水道局員3名が情報漏えい事件に関与したことが発覚したことに鑑みると、事後的な調査制度の拡充が必要であると考えられる。例えば、前述した情報漏えいによる不正な入札が行われた可能性があることから最低制限価格に近い金額で締結された契約案件については一定の基準を設けた上で調査制度を導入することは有用である。

一方、不適切な入札を防止するため、あるいは入札が公正な競争によってなされたものであることを水道局として事後的に確認するため、一定の基準を満たす高落札率案件について調査制度を導入することも有用である。

このように様々な状況を想定し、調査制度の拡充について早急に検討されたい。

(4) 入札・契約の個別手続について

監査人は、支所等の監査を実施し、入札・契約に関連し、以下の事項を検出した。

① 随意契約について

(i) 特命随意契約の合規性について

西部建設事務所において、平成25年度の随意契約理由書を閲覧した結果、見積書を1社からしか入手していない案件が存在した(小型貨物自動車のタイヤとエアバルブの購入(4台)182千円(税抜き))。水道局の説明によれば、本契約は、水道局西部建設事務所が所有する車両の車検時にタイヤの摩耗が見受けられたため、車検完了後にタイヤ交換を実施した際の契約であるとのこと

ある。

本契約の随意契約理由書には、「業者は、当局の点検依頼に基づき定期点検を行っており、修理箇所を熟知していることから、速やかに部品等の調達が行えるとともに、的確な処理が可能であり、保守管理業務の円滑な運用を図ることができるとの記載がある。また、この根拠としては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売却その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから、特命随意契約を締結した旨の説明を水道局から受けている。

契約の相手先は、大手自動車メーカーの販売店であり、修理箇所を熟知しているからといって円滑な運用を図ることができるとの理由は合理的ではない。なぜならば、定期点検結果を入手していれば、どの販売店であっても同様の品質は確保されるものと想定されるため、保守管理業務の円滑な運用に問題が生じるおそれはないと考えられるからである。

そもそも、本件に関しては、日常から注意をしていれば、タイヤの摩耗をあらかじめ把握することも可能であり、車検時になって初めてタイヤの摩耗を把握できる性質のものではない事案に対して、当該条文を根拠として特命随意契約を締結することは、合理性に問題があるといわざるを得ない。

(指摘1-1) 特命随意契約の合理性について

西部建設事務所において、平成25年度の随意契約理由書を閲覧した結果、見積書を1社からしか入手していない案件が発見された(小型貨物自動車のタイヤとエアバルブの購入(4台)182千円(税抜き))。

水道局の説明によれば、車両の車検完了後にタイヤの交換を実施した際に締結した契約であるとのことであり、その根拠は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に規定される「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売却その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当しているからとのことである。

しかしながら、本件については、日常から注意をしていれば、タイヤの摩耗状態をあらかじめ把握することができ、また車検時期も容易に把握することができることから、車検後すぐにタイヤ交換を実施する必要性は乏しいと考えられる。このような状況の中で、特定の者と特命随意契約を締結することは、合理性の観点から問題があるといわざるを得ない。

したがって、水道局はこのような合理性に問題がある特命随意契約について、

早急に見直されるよう改善を図らねたい。

(ii) 円滑な工事の推進体制の構築について

委託先の選定過程の妥当性という観点から、契約関連書類を査閲した結果、受注者が倒産していた契約が存在した。当該契約の経過は表2-66のとおりである。

表2-66 契約の経過

平成22年6月4日	配水本管(φ600)布設替工事についてA社と契約。契約額は289,180千円(税抜き)、工期は着手指定の日から350日間(平成24年3月12日)。
平成22年9月28日	A社は、当該工事の家屋調査(事前)について、B社を下請とした。同年10月1日に、A社は水道局にB社を下請とする届けを提出。下請負金額は6,720千円(税込み)。
平成23年7月1日	A社より契約解除の申請。理由は経営成績の悪化のため。同年7月26日付けで契約を解除。なお、A社は平成24年2月29日に解散。
平成23年10月7日	残りの工事について、C社と新たに随意契約を締結。C社はA社の下請業者である。契約額は185,500千円(税抜き)、工期は契約締結日の翌日から210日間。契約後、住民説明会で新たに発生した家屋調査(事前)について、C社がB社を下請として実施。
平成24年3月12日	(参考)当初契約の工期(A社との契約工期)
平成24年8月10日	工事完成(C社との契約工期)し、契約完了
平成24年12月26日	C社の代理人弁護士より破産手続きに入る旨の通知があった。
平成25年4月1日	家屋調査(事後)については、新たにC社とは契約せず、水道局が直接B社と随意契約を締結。契約額は4,000千円(税抜き)。(※)

※ 家屋調査(事後)契約に係る随意契約希望理由書を査閲したときに上記事実が判明した。

(水道局作成資料より監査人が作成)

表2-66のように、当初受注したA社は、契約の1年後に業績不振により契約解除し、当初の予定よりも完成が遅延している。また、C社がA社の下請業者であったことを踏まえると、C社の倒産はA社の倒産に伴う連鎖倒産である可能性は否定できないと考えられる。

<p>本工事については、結果的に受注業者の倒産による影響は最小限に抑えられたものと考えられるが、このように受注業者の財政状況の悪化を適時に把握する仕組みとはなっていないがゆえに、受注業者の倒産による工事遅延又は工事中止が起る可能性は、依然として存在する。</p> <p>水道局では、2年に1回の頻度で「建設工事等競争入札参加資格申請」を受理し、その際に申請者の財務情報を入力しているが、当該情報は過去のものであり、工事の発注段階における財務情報を入力しておらず、適時に契約相手方の経営内容、経営状況及び信用状態などを把握できる訳ではない。</p> <p>このような状況の中、水道局が工事遅延又は工事中止を可能な限り回避して、円滑な水道関連工事を進めるためには、契約担当部署と施工担当部署の連携を密にし、契約解除の手續に係る指導・支援や、解除後の契約手續を迅速に行うなど、速やかに必要な措置を講じられる体制を構築することが望ましいと考えられる。</p> <p>以上より、一定の条件に該当する契約については、契約解除及び解除後の契約手續等を迅速に行う体制の構築を検討されたい。</p> <p>(意見1-19) 円滑な工事の推進体制の構築について 監査手続を実施した際、水道関連工事に係る受注業者が倒産し、その後を受注業者の再委託先も倒産するという事例が検出された。</p> <p>このような事例は、今後も発生する可能性があると考えられるが、現行制度上、受注業者の財政状況の悪化を適時に把握する仕組みとはなっておらず、受注業者の倒産による工事遅延又は工事中止が起る可能性は依然として存在する。水道局では、2年に1回の頻度で受理する「建設工事等競争入札参加資格申請」において申請者の財務情報を入力するものの、当該情報は過去のものであり、工事の発注段階における財務情報を入力しておらず、適時に契約相手方の経営内容、経営状況及び信用状態などを把握している訳ではない。</p> <p>水道局が、水道事業者として円滑な水道関連工事を推進するためには、例えば倒産した受注業者の再委託先との契約を締結する等の場合、契約担当部署と施工担当部署の連携を密にし、速やかに必要な措置を講じるなど円滑な水道関連工事を執行できる体制を構築されたい。</p>	<p>② 特命随意契約について</p> <p>水道料金の検針業務及び徴収整理業務に関する委託契約については、履行能力等審査方式により選定した業者と「特命随意契約」、いわゆる一者随意契約の形態で締結している。</p> <p>水道局によれば、平成16年度に行われた包括外部監査の指摘等により従前から特命随意契約により対応していた検針業務について、平成19年度契約から競争性や透明性を確保する観点重視して、一定の業務履行実績を有すること等を要件に、一部の地域を対象として、検針業務及び徴収整理業務の指名競争入札を実施したものの、結果的に落札者と契約解除せざるを得ない状況に陥った経緯があり、その際、検針の遅延、水道利用者への影響を早急に解消するため他の委託会社による応援体制の確保など様々な混乱が発生したことである。</p> <p>そのため、今後このような事態に陥らないようにすることを目的として、契約方法の見直しを行い、価格面だけでなく履行能力面でも優れた業者を選定する必要性から、平成20年度契約より、履行能力等審査方式を用いた特命随意契約という契約形態を採用し、平成32年度までには全区域を対象とした導入が予定されているという。</p> <p>なお、履行能力等審査方式とは、一定の業務履行実績を有すること等を要件に、水道局ホームページにより募集し、参加業者に水道局の委託処理要領を貸与した上で、業務体制や業務の内容及び価格等を記載した業務履行計画書の提出を受け、審査委員会にて評価(委託業務の理解度を7割、請負価格を3割の配点率で評価)を行い、業者選定することをいう。</p> <p>確かに、この方式によれば、随意契約の枠内で、業務の安定性及び競争性を確保することが一定程度可能となり、実質的には総合評価方式に類似するプロセスを経ていることから、通常の随意契約と比べれば一定程度の改善が図られたものと評価できる。</p> <p>また、水道局によれば、競争入札を含めた契約方式の検討を継続して行っているが、定型・定性・定量でない検針等の業務委託においては、総合評価方式やプロポーザルによる契約などが活用できないとのことである。</p> <p>ここで、平成23年度から平成25年度にかけての検針業務及び徴収整理業務の委託先推移を見ると、表2-67のとおりである。</p>
--	---

表 2-67 検針業務及び徴収整理業務の委託先推移

営業所・SS	所管区域	平成23年度	平成24年度	平成25年度
江戸川営業所	江戸川区	宅配 (小岩) (※)		
品川営業所	品川区	宅配 (大井) (※)		宅配 (五反田) (※)
北営業所	北区	宅配 (滝野川) (※)		
大田営業所	大田区	宅配 (大森)	宅配 (蒲田) (※)	
中野営業所	中野区	宅配 (野方)	宅配 (中野坂上) (※)	
世田谷営業所 (本所・太子堂分室)	世田谷区	宅配 (大蔵、駒沢)		
豊島営業所	豊島区	宅配 (池袋)		
新宿営業所	新宿区	宅配 (本郷)		
文京営業所 (文京)	文京区	宅配 (本郷)		
板橋営業所	板橋区	第一環境 (高島平) (※)		
千代田営業所	千代田区 中央区	第一環境 (日本橋)		
港営業所	港区	第一環境 (麻布)		
江東営業所	江東区	第一環境 (東陽町)		
足立営業所	足立区	第一環境 (西新井)	第一環境 (竹の塚) (※)	
葛飾営業所	葛飾区	第一環境 (金町) (※)		
練馬営業所	練馬区	第一環境 (高野台) (※)		
荒川営業所	荒川区	ジェネッツ (南千住) (※)		
墨田営業所	墨田区			
文京営業所 (台東)	台東区	ジェネッツ (阿佐ヶ谷) (※)		
杉並営業所	杉並区	ジェネッツ (西原) (※)		
目黒営業所	目黒区	ジェネッツ (多摩第IV)		
渋谷営業所	渋谷区	宅配 (多摩第III)		
立川 SS	立川市	宅配 (多摩第IV)		
	国分寺市	第一環境 (多摩)		
青梅 SS	青梅市	宅配 (多摩第II)	宅配 (瑞穂) (※)	
	瑞穂町	宅配		

府中 SS	府中市	第一環境 (多摩)
	小金井市	
小平 SS	小平市	宅配 (多摩第III)
	東村山市	第一環境 (西東京)
東久留米 SS	西東京市	第一環境 (西東京)
	清瀬市	宅配 (多摩第III)
	東久留米市	第一環境 (西東京)
	武蔵村山市	第一環境 (多摩第IV)
武蔵村山 SS	武蔵村山市	宅配 (多摩第IV)
	東大和市	
あきる野 SS	福生市	宅配 (多摩第II)
	あきる野市	
調布 SS	日の出町	三鷹市管工事業協同組合
	三鷹市	
	調布市	
町田 SS	調布市	第一環境 (狛江)
	狛江市	
多摩 SS	町田市 (NT 区域を除く)	第一環境 (町田)
	稲城市	
	多摩市	
	八王子市 (NT 区域)	
八王子 SS	八王子市 (NT 区域を除く)	八王子管工事業協同組合
	日野市	
日野 SS	日野市	宅配 (多摩第 I)

(本道局作成資料より抜粋)

(注1) 委託先に付しているカブコは、事業所又は営業所の名称である。
 (注2) 所管区域に記載している NT とは、多摩ニュータウンのことをいう。
 ※ 後述する履行能力審査を導入している契約。

表 2-67を見ると、平成 23 年度からの 3 年間にについては、委託範囲の変更に伴う委託先の変更は一部あるものの、おおむね委託先の変更はなされていないことが分かる。

しかしながら、特命随意契約書には「全地域一斉に履行能力等審査を行うことは困難な状況であり、環境が整い次第順次実施する」との記載があるが、平成 20 年度から平成 25 年度までの 5 年間継続して見受けられるにもかかわらず、全区域導入するまでに平成 32 年度までかかる予定であると、水道局から説明を受けた。このような状況では、一部の区域については、最大 12 年間にわたって競争性・透明性が担保されないことになり、随意契約を締結するに足る合理的な理由にはならないものと懸念される。

加えて、平成 16 年度の包括外部監査報告書における意見では、最大 25 年もの長期間にわたって同一業者に対する業務の委託を実施していた継続随意契約そのものが問題であるとされているが、平成 25 年度末時点においても、結果的に平成 16 年度の当時と形式的には何ら変わっていないように見受けられる。

水道事業における随意契約は、競争という方法を取らずに、契約担当職員が任意に選択した特定人を相手方として締結する契約形態であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 に規定されている要件に合致する場合にのみ、例外的に許容されているに過ぎない。

前述のとおり、水道局が委託会社に対する履行能力等審査を実施しているからといって、当然に随意契約を締結することが肯定されるわけではないものと考えられる。なぜならば、履行能力は、長期間にわたり業務を遂行した委託会社が高いのは当然であり、これを前提として契約を締結する現行制度については、競争性及び透明性という観点からは、一部問題があるためである。

また、競争原理を働かせることに一定の制約がある随意契約という契約形態を採用し続ける以上、どのような方式をもって競争原理を補完したとしても、それはあくまでも随意契約の枠内のものであって、他の契約形態で想定される公正な競争原理には至らないと考えられるからである。

さらに、特命随意契約理由書には、「区部の特殊事情から安定的な業務履行を確保することが困難」との記載がある。この点については、検針業務の委託が事業規模等から考えても通常の競争入札スケジュールでは準備期間の不足等もあり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 項第 5 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当すると水道局は主張しているが、委託範囲の変更、新規参入業者に対する情報提供を円滑に移管する体制の構築、及び入札準備期間の十分な確保ができていれば、問題点を回避できるものと考えられる。すなわち、現行の委託会社が有するノウハウなどを別業者に円滑に移管するこ

とができる体制を委託業務内容に盛り込むなど、水道局が必要と考える体制を委託業務の枠内で構築できれば、業務移管の障壁は取り除かれることになる。

(意見 1-20) 検針及び徴収業務における特命随意契約の締結について
検針及び徴収業務については、同一業者との契約締結が非常に長く、公平性・競争性・透明性に一部問題がある可能性を否定できない状況にある。

この点、水道局では、平成 20 年度より競争性・透明性を担保するための新たな方式(履行能力等審査方式)を採用し、実質的には総合評価方式に類似するプロセスを経て特命随意契約により契約を締結していることから、通常の随意契約に比べれば、競争性・透明性が一定程度確保されているものと評価できる。

しかしながら、依然として特命随意契約という契約形態であることには変わりなく、特命随意契約理由についても合理性を欠いている部分が存在する。

例えば、特命随意契約理由書には、「全地域一斉に履行能力等審査を行うことは困難な状況であり、環境が整い次第順次実施する」との記載があり、同様の記載は平成 20 年度から平成 25 年度までの 5 年間継続して見受けられる。水道局によれば、履行能力等審査方式の全区域導入には、平成 32 年度まで費やす計画であるとのことであるが、このような状況では、最大 12 年間にわたり、競争性・透明性を担保できない区域が存在することになる。このような状況は、決して望ましい状況ではなく、早急に解消できるような対応が必要であると考えられる。

また、特命随意契約理由書には「建物密集地におけるメータ位置把握の困難性など、区部の特殊事情から安定的な業務履行を確保することが困難である」との記載もあるが、現行の委託会社が有するノウハウを、別業者に円滑に移管できる準備期間が用意可能な契約方式や契約方法を導入することで、業務移管の障壁は取り除かれることになることから、合理的な理由とはいえない。

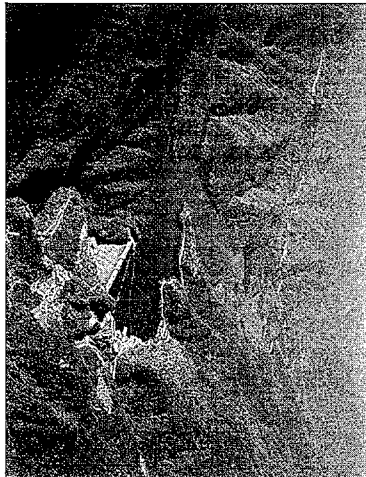
水道局が、これまで競争性・透明性を確保できる仕組みを継続して検討している点は、一定の評価ができるものの、依然として随意契約の枠組みでの検討であることから、改めて過去の失敗事例から、指名業者の指名が適切であったか、新規参入業者に対するノウハウ・情報の提供など円滑に提供できる仕組みや水道局のバックアップ体制は適切であったか、競争原理は十分に働いているかなどを今一度見直し、公平性・透明性・競争性などを適切に担保することが可能な随意契約以外の契約形態、例えば競争入札や総合評価方式などを含めて引き続き検討されたい。

6. 水道施設など資産管理について

(1) 水道水源林の購入計画について

水道局は、安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図るために、「第10次水道水源林管理計画」に基づいて、貴重な水道水源林（以下、「水源林」という。）を管理している。この管理計画は、良好な水源林を保護、育成することにより、安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図るための水源林管理の基本方針であり、計画期間は平成18年4月から10か年となっている。

水道局が管理する水源林は、多摩川の上流、山梨県甲州市、同県北都留郡丹波山村及び小菅村並びに東京都西多摩郡奥多摩町にまたがる、東西約31km、南北約20kmに及び22,667ha（23区の面積の36%に相当）の広大な面積を有する森林で、羽村取水堰上流の多摩川流域面積の46%に相当する。



(小河内貯水池と水源林の遠望)



(多摩川上流部に広がる水源林)

一方、多摩川上流域の水源地域には約1万5千haの民有林があり、これらの民有林の中には長期間に及ぶ林業不振などによって、間伐や植栽などの管理が行われず荒廃が進んでいるものがある。水道局は所有する水源林を維持保全するだけでなく、民有林への対策が必要と考え、多摩川水源森林隊のボランティア活動による保全作業に加え、平成22年度から民有林購入事業を開始している。

なお、多摩川水源森林隊は、林業の衰退等から荒廃した民有林等を水源地にふさわしい緑豊かな森林へと再生するため、平成14年度から森づくり活動を行っている。

表2-68 民有林の購入実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
購入件数(件)	-	2	3
面積(ha)	-	36	1,001
金額(千円)	-	44,221	818,075

(水道局作成資料より監査人が作成)

民有林購入事業のメリットは、民有林を購入することによって、将来にわたって水道局が計画的に水源地域を維持管理することになると考えられる。また、民有林には荒廃が著しい箇所や急傾斜で歩行困難な箇所があることなどから、ボランティア活動には適さない森林も数多くあるため、多摩川水源森林隊のボランティア活動のみでは限界があり、この事業の果たす役割は大きい。

一方、表2-68からも分かるとおり、平成25年度には8億18百万円もの支出があり多額の予算が必要となっている。水道局では、民有林の売却希望者を公募しており、その申込状況や評価作業等の進捗状況に応じて購入年度の予算を立てているが、この予算はあくまで単年度であって、どの程度の期間でどのくらい購入資金が必要であるか把握していない。

しかしながら、その購入資金は水道料金から賄われており、水道利用者の立場からすると、どの程度の期間でどの程度の投資をするのかという情報については、情報開示の透明性の観点からも必要であると考えられる。よって、公募による購入という事業の性格を踏まえ、可能な範囲で購入の見直しを作成し、